

平成15年(2003年)10月 日

「天竜川・浜名湖地域」合併協議会長 様

太田川受水計画の見直しを求める要望書

ネットワーク「安全な水を子どもたちに」

代表 引佐郡三ヶ日町都築3110-17 山本 寛

代表 浜松市湖東町1484-182 守屋孝世

代表 周智郡森町睦実1710 山本幸男

日頃は地域社会の為に尽力戴きありがとうございます。

また、この度は、広域的な合併に向けての取り組みに敬意を表します。

さて、私達は太田川からの受水計画において、新しい枠組みの中での検討をお願いいたしたく、下記の事項について要望書を提出させて戴くことになりました。宜しくご審議のほどお願いいたします。

要 望 事 項

1. 合併に伴う当地域における水道水の需要量について、妥当性ある算定を求めます。
 - (1) 浜松市採用のコーホート要因法に基づき、当地域の人口推計の見直しをお願いします。また、浜北市の「工場用水」、浜松市・浜北市の新規開発事業に伴う「業務営業用水」の予測についても合併後の状況を踏まえ、使用実態に基づいた予測をして下さい。
 - (2) 「負荷率」については、一日毎の実績(数年間分)をみるなかで客観的な目標値を設定してください。「有収率」についても妥当な目標値をお願いします。
 - (3) 静岡県企業局の手法である「有収原単位」をベースにして、当地域の将来の妥当性ある最大給水量を求めますと、現在の給水能力に対して約40000トン(日量)の余水が発生することになります。(別紙「政令市の給水量検証」参照) 合併後の全体の水需要予測については、水使用の実態に即した客観的な観点からお願いするとともに、その算定内容についてのデータも公表してください。
2. 太田川の水質の現状は「飲み水」としては不適です。

生活排水(6000人分) 農業(60 ha)・工場廃水の集約地点からの取水は、遠州100万人の健康をないがしろにするものです。(原水の比較をしても国内でも最悪なランクに属する状態になっています)

仮に、水不足が懸念される場合には、地下水の有効活用、他用途・余水の用途転用(暫定期間)でカバーしてください。

3. 天竜川からの水資源を有効に活用する為にも、鹿島橋地点の「維持水量」の見直しを求めてください。

「社会資本整備審議会」における天竜川整備計画作成の際に、地域の声を反映させるように、国土交通省（浜松工事事務所）に要請してください。

要 望 趣 旨

1. 合併に伴う給水量の検証について

(1) 太田川からの一部通水は平成21年からになっていますが、この市町村合併は平成17年度の実現が目途になっています。

従って、太田川から受水が始まる時点では、既に合併が行われており、従来の企業局との契約量や給水量算定とは異なる事態になっています。

このような需給関係については、随時見直しが必要と思われるので、合併協議会において、より妥当性ある水需要量の検証をお願いする次第です。

(2) 節水意識や節水電化製品等の普及で、「生活原単位」や「有収原単位」も近年は下降傾向になっています。合併に参加する自治体の総量からみますと、直近10年間（平成5年～平成14年）の「有収原単位」の実績値の推移は減少傾向を示しています。従って、（企業局の手法に準じ）当地域においても過去10年間の平均値を使用して有収水量の予測をされるのが適切な選択と考えます。

(3) 「負荷率」の再検討をお願いします。

市町村合併によって給水人口が大きくなりますので、合併後の「負荷率」の設定を検討しなおす必要があります。浜松市を中核とする政令市の給水人口に相当する「負荷率」の全国平均は86.7%（1997年）です。これは、実績からみても達成可能な目標値と考えます。

水道料金を負担する庶民感情からみても全国平均並み以上の目標値で事業計画が策定され、それに向けての施策をお願いする次第です。「有収率」も同様をお願いします。

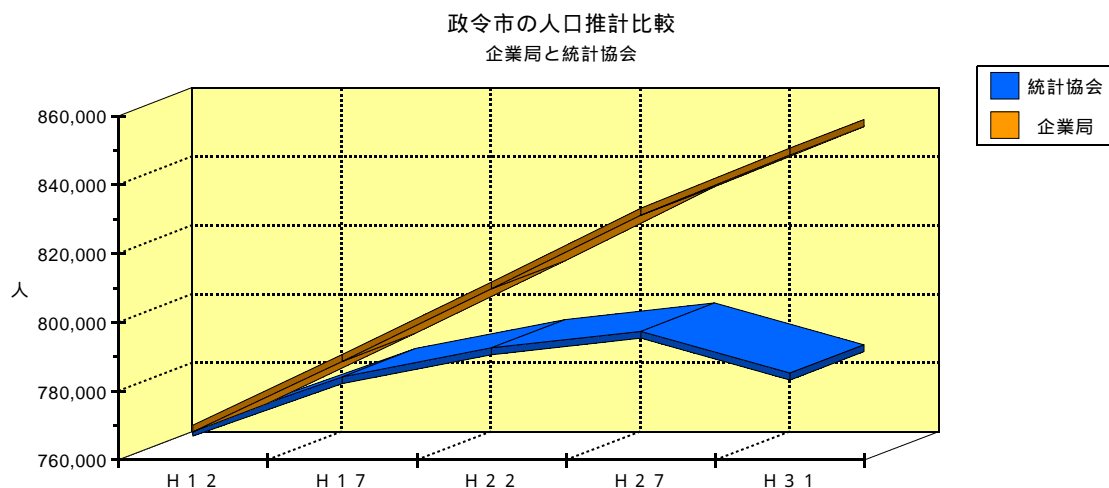
尚、私達は「天竜川・浜名湖」地域の合併ブロックに参加する全自治体の有収水量等を一体的に把握するなかで、「一日当たり最大給水量」の算定をしてみました。

妥当と思われる給水量の算定では、当地域においては、現行の給水体制でも日量で約40500トンの余水が発生することになります。これは、96500人分の水量になります。（平成31年度）・・・また、これは空料金（都田浄水場 トン当たりの基本料金：45円）は6億5千万円になります。「太田川」からの受水が加わると全量水余りになりますので、（トン当たりの基本料金：100円として）9億1千万円が加わり全体で15億6千万円になります。人口は減少していきますので、この負担額は増加し続けることになります。（別紙「政令市の給水量検証」参照してください）

<http://www.geocities.co.jp/NatureLand/3639/seireitosi-kensyo-031001.pdf>

2. 人口推計について

基本政策の企画や社会福祉施策の際に使用するよう、コーホート要因法に基づく「国立社会保障・人口問題研究所」や「日本統計協会」の統計に基づく人口推計を（政令市全体として）お願いします。水道事業計画だけがトレンド法を使用するのは整合性もなく、過大な水需要を生む要因になっています。尚、浜松市では、このコーホート要因法に基づく推計（太田川受水・事業認可申請書において）を行っています。



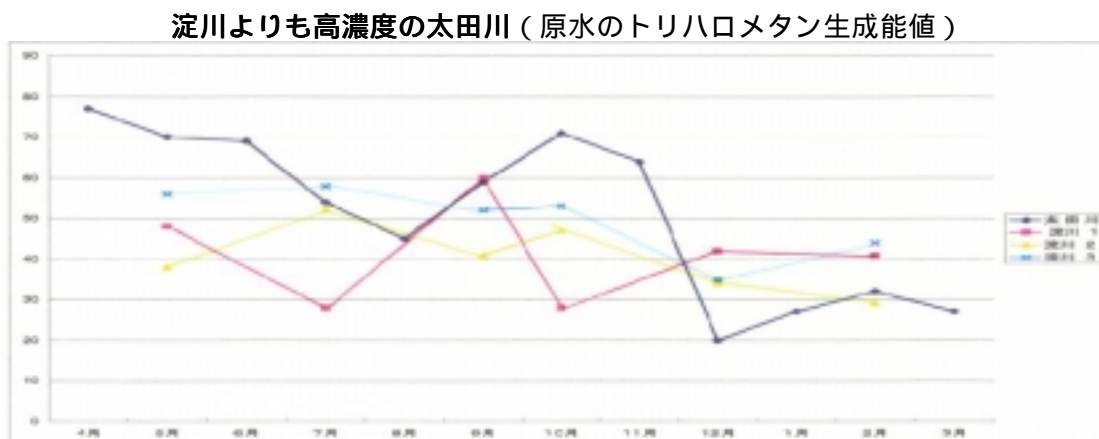
企業局はトレンド法、統計協会はコーホート要因法を使用しています。

平成31年度の両者の格差は65,000人余にもなります。（給水人口では58,000人余の乖離に）

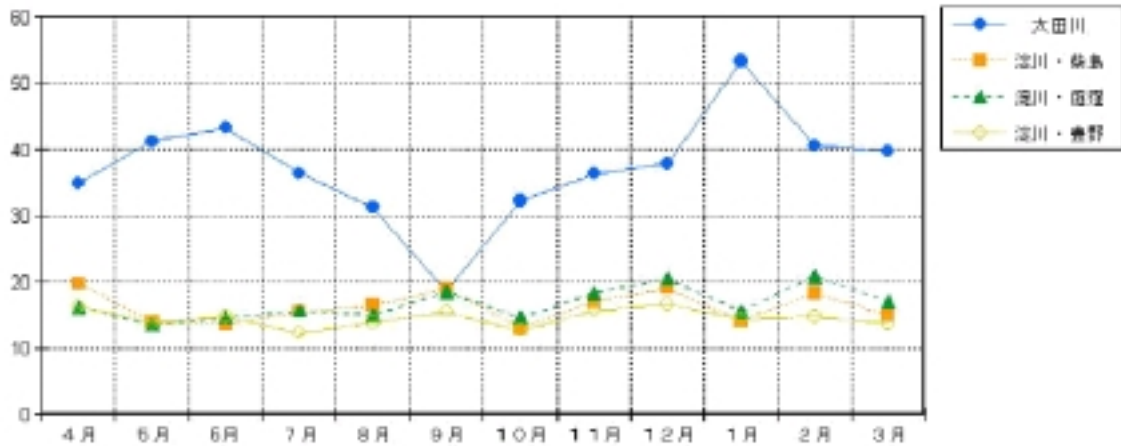
3. 太田川の水質問題について

(1) 大阪・「淀川」からの給水地点である大阪市が肝臓ガン死亡率が全国一であることが疫学的に指摘されています。第二が北九州地域、第三位が東京の金町浄水場の給水区域になっています。

それらの水道水に共通していることは、発ガン物質であるトリハロメタン値や硫酸イオン、塩酸イオン等の濃度が高い地域であるとされています。その硫酸イオンの濃度が、太田川の方が淀川よりも2倍の高濃度になっています。（いずれも原水の比較）



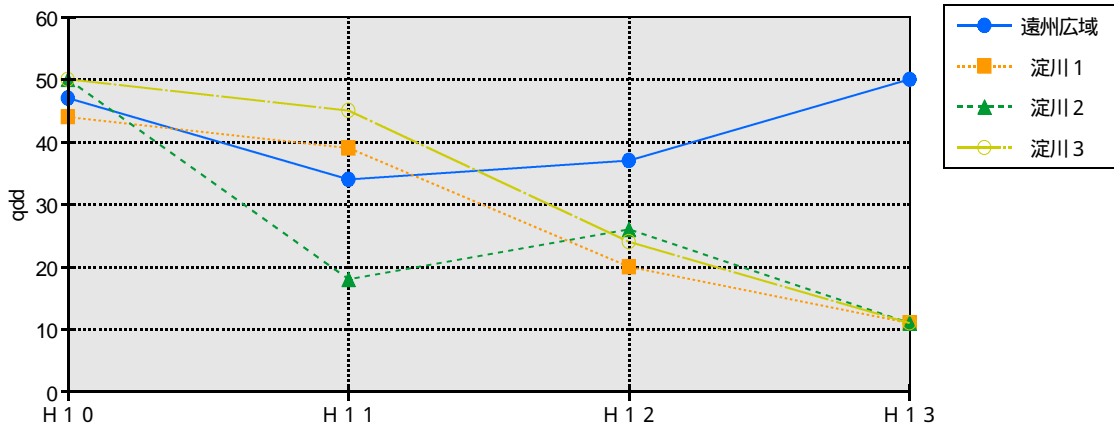
「淀川」の2倍もある「太田川」の硫酸イオン濃度



(2) さらに、乳ガンの原因物質と指摘されている陰イオン界面活性剤の濃度も淀川よりも高濃度になっています。(いずれも原水 平成12年度)

(3) 淀川の水を全面的に使用している大阪市の水道水(給水時)におけるトリハロメタン値の最大値は50 ppb 前後でした。(現在は、高度浄水処理が行われ最大でも20 ppb 前後になっています)

トリハロメタン値の推移
遠州広域水道と淀川給水地域



『国の基準値(100 ppb)以内であれば、健康面で心配ない』との見解が行政側から示されていますが、(上記(1)のように、トリハロメタン値50 ppbでも発ガン確率が高いということは)それでは健康面における安全性に懸念がでてきたということではないかと思えます。

そのトリハロメタン値・50 ppb が、現在の遠州広域水道の給水地点で検出されるようになっていきます。平成13年度に於呂浄水場の姥ヶ谷、平成14年に都田浄水場の湖西市(2ヶ所)において確認されています。

(4) その淀川の最大値と(現在の遠州地域の水道水が)同じレベルになってきたということは、注視すべき事態と言えます。

それに加えて太田川からの水が給水されるようになると、(太田川ダムの水流量が少ない為に)水が入れ代わるのに60日(船明ダムなら半日)と回転率が低く、溜まった落ち葉の腐敗から生ずるフミン酸等の有機物(トリハロメタンの材料となる)の量が多くなることが予想されます。

(5) また、送水距離が長くなることから、(送水管の中で塩素と有機質との反応生成が一層進んで)トリハロメタン値は目標値のみならず、国の基準値(100 ppb)近くまで、もしくはそれ以上に高くなることが十分に予想されます。

ちなみに、寺谷浄水場の出口で20 ppbあったトリハロメタンが竜洋町の「西平松」で40 ppbと2倍になっていることが分かりました。このようなケースが2度もありますので、高濃度を記録する場合には、一つの目安になるのではないかと思います。尚、距離とトリハロメタン生成値の関係は、統計的に別紙のようなものもあります。(別紙「配水距離とトリハロメタン生成量」参照)

(6) このようなことから、太田川の水を飲料水とした場合には、発ガンリスクの高い水道水になることが予想されます。6000人分の下水が取水点上流から出されている状況下では、クリプトスポリジウム²の2次感染の危険もあり、予防原則の見地からは、このような取水はさけるべきではないかと考えます。

4. 国に対する天竜川の「維持水量」見直し要請のお願い

遠州地域においては、水利権水量と使用水量の間には、日量平均160万トンと多量な乖離があります。(平成12年度)・・・その一部の用途転用を図っていけば水不足というようなことは考えられません。(余剰水の用途転用は、国の方針になってきています。)

(1) 西遠工業用水も、静岡県が将来的に必要とする水量(契約量、塩水化対策量、新規需要量)を差し引いても計画給水量に対して8.47万トン、水利権水量に対して11.6万トンの余剰水があります。

(2) 「馬込川掃流用水」の用途転用は、西遠流域下水道からの下水処理水が代用することから、より合理的であり多くの県民益をもたらすものと考えます。

(3) 余水の用途転用が可能になり、既設の「浄水場」では処理能力が不足することであれば、遊休資産化している「神原浄水場」(工業用水)を上水用に転換していけば、これまた県民益につながります。(敷地面積も約6haと十分です)

神原浄水場では、計画給水量65000m³/日のうち、1社のみ2000m³(西部衛生工場)と僅か3%という極めて非効率な運用が20年間も続いています。

これを上水用に転換していけば有効活用になることは間違いありません。

(4) 遠州地域には、水利権水量と使用水量には160万トンも乖離があることは前述した通りです。しかし、どんなに多量の水が余っていても、用途を転用するについては、天竜川の鹿島橋付近における「維持流量確保」の問題があります。秒当たり**85トン**の水量の確保(維持流量)が指標になっていますが、天竜川においては、(渇水期に)この水量を下回ることがあるので転用はできないとされています。

しかし、下記のように、85トンという水量の設定は、他の河川と比較しても異常に大きくなっています。また、その根拠を国土交通省に尋ねても極めて曖昧です。情報公開で得た資料では、天竜川の維持水量設定の根拠には生態学的理由は全く含まれておらず、ダムがまだなかった昭和28年当時の河川構造物維持上及流水の疎通能力の保持上平均低水位以下15cmの水位が必要としているだけです。鹿島測点での15cm下り水位が1.2mであるため85.0 m³ / secとなっています。

河川	維持水量	全流域面積
天竜川(鹿島地点)	85トン/s	5090km ²
木曾川(下流部)	50トン/s	9100km ²
利根川(河口付近)	30トン/s	16840km ²
江戸川(河口付近)	9.2トン/s	16840km ²
淀川(旧淀川)	60トン/s	8240km ²
大井川(神座)	5トン/s	1280km ²

(5) 現状は、渇水期であっても維持水量確保の為に、**佐久間ダム**から一定の水位まで放流量が決められており、その水位を下回ると取水制限がとられるという事態になっています。

従って、維持水量が他の河川並みに見直されるならば、(渇水期においては)計画的に放流量の調整が可能になり、天竜川においては、従来のような取水制限という措置は極めて限られたものになるものと判断されます。

(6) **河川法の改正**(流域住民の意見を反映した河川行政の推進)に伴って、「**社会資本整備審議会**」において天竜川整備計画が検討されると伺っています。地域の意見を参考にしながら、この維持水量についても再検討が行われるとも聞いています。遠州地域においては、この機会を逃すべきではないと思います。

地域住民の意見集約を図るなかで、**国土交通省浜松工事事務所**等に対して、しかるべく要請をお願いする次第です。

(7) ちなみに、**5月の早場米の耕作用**や**冬場における施設園芸用の農水の需要**が大きくなっています。また、**佐鳴湖の水質浄化**の為に、(余剰水を)環境用水としての転用希望の声も多く聞かれます。

平成9年度の河川法改正によって、『**水資源は、地域住民の総意で有効に利用されべき**』との趣旨が唱えられています。

「**農業団体**」、「**佐鳴湖を守る市民団体**」等とも連携して、遠州地域の水環境問題解決の為にご尽力をお願いする次第です。